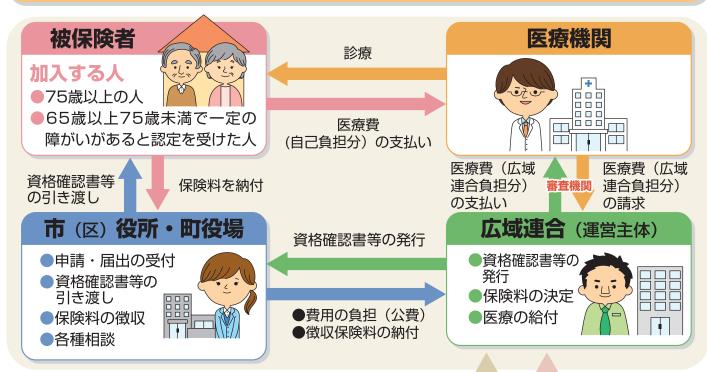
令和7年度版

では一番を表現しまり、

後期高齢者医療制度は県内に住む75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定を受けた65歳以上の人が加入する医療制度です。県内すべての市町が加入する広域連合が主体となり、市町と協力しながら制度の運営を行います。

後期高齢者医療制度のしくみ



費用の負担(公費)

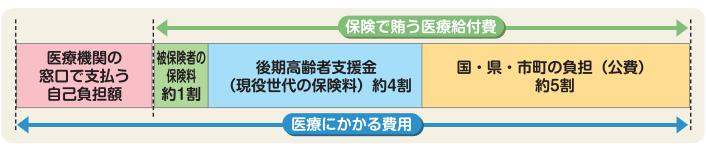
費用の負担(支援金)

国・県

75歳未満の人が加入する保険

後期高齢者医療制度の財源

医療にかかる費用のうち、医療機関の窓口で支払う自己負担額を除き、公費(国・県・市町)が約5割、現役世代(75歳未満の人)が約4割を負担し、残り約1割を被保険者が保険料として負担します。



静岡県後期高齢者医療広域連合

このしおりの内容は令和7年4月現在で作成しております。今後、内容が変更になる場合があります。

後期高齢者医療制度では

	<u> </u>	_19 /> .1
	内 容	ポイント
医療制度の運営	●県内の全市町が加入する後期高齢者医療広域連合が行います。	広域連合は保険料の決定、医療の給付を行います。 お住まいの市(区)役所・町役場は各種申請などの受付、資格確認書等の引き渡し、保険料の徴収、各種相談などを行います。
対象となる人	●75歳以上の人	75歳の誕生日当日から後期高 齢者医療制度の対象となります。
	●一定の障がいがあると認定を受けた 65歳以上75歳未満の人	後期高齢者医療制度に加入したいときは、申請をして広域連合から認定を受けることが必要です。認定の日から後期高齢者医療制度の対象になります。 この申請は申請日以降いつでも撤回することができます。
医療機関で 提示するもの (次のいずれか)	 ●後期高齢者医療被保険者証(保険証) ●マイナンバーカード(マイナ保険証) ●資格確認書 ※厚生労働大臣の指定する特定疾病に関する診療を受けるためには「特定疾病療養受療証」または特定疾病区分が併記された資格確認書が必要です。 ※低所得者Ⅱに該当する期間に長期(過去12か月で90日を超える)入院をした人が、食事代の減額を受けるにはお手続きが必要です。 ※保険証または資格確認書を提示する場合、入院食事代の減額や高額療養費の現物給付を受けるためにはお手続きが必要です。 	保険証は令和6年12月2日に 廃止となりました。今後は、保険証 利用登録をしたマイナンバーカ人に 「資格情報のお知らせ」、が交付され す。既に有効期限をしたであります。 の人は、引き続き有効期限にない。 の人は、引き続きす。 では、75歳の誕生日にに、情 のお知らせ」をお持さで のお知らます。 人には、75歳の誕生日でに、報 のお知らます。 ののお知らます。 の人には、60分には、60分には、60分には、60分には、60分には、60分には、60分には、60分に のおいたでのお知らます。 のよます。 のよます。 のよます。 のよりでは場から「資格である にでは場からでは場からでしい「資格情報のお知らまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
保険料	●加入する人全員が保険料を納めます。 ●年金からの差し引き(特別徴収)や、市 (区)役所・町役場から送られる納付書 で納めてください。 ※手続きすることにより□座振替で納めることもできます。	75歳になるまでは保険料の負担のなかった、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人も新たに保険料を負担することになります。
医療費の 自己負担	●医療費の「1割分」(一般Ⅱは「2割分」、 現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰは「3割分」)を自己負 担分として医療機関の窓口でお支払い ください。	窓口負担割合が2割となる人には、負担の増加を抑える配慮措置があります。 詳細は3ページをこ覧ください。

お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口で支払う自己負担額の割合は、所得の区分によって決まります。所得の 区分は、毎年8月に更新されます。

保険証・資格確認書等には自己負担割合「1割」、「2割」または「3割」が記載されています。 お医者さんにかかるときは、忘れずに医療機関の窓口に保険証・資格確認書等を提示してく ださい。

所得の区分と自己負担割合 ……………

所得の区分	所得の基準	自己負担割合
現役並みⅢ	住民税の課税所得金額が 690 万円以上 (※2)の被保険者とその世帯員	
現役並みⅡ	住民税の課税所得金額が380万円以上(※2)の被保険者とその世帯員	3割
現役並み I	住民税の課税所得金額が 145 万円以上(※2)の被保険者とその世帯員	
— 般Ⅱ	〈世帯内の被保険者が 1 名の場合〉 住民税課税所得金額が 28 万円以上(※ 2)で、「年金収入+その他の合計所得金額(※ 1)」が 200 万円以上の被保険者	2割
132 2	〈世帯内の被保険者が 2 名以上いる場合〉 住民税課税所得金額が 28 万円以上(※2)で、世帯内の被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額(※1)」が 320 万円以上の被保険者とその世帯員	C 83
— 般 I	他の所得区分に該当しない世帯	
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の被保険者(低所得者Ⅰ以外)	1割
低所得者 I	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得(年金収入は控除額 80 万円、給与収入は給与控除後さらに 10 万円を控除して計算)が0円となる被保険者	

- ※ 1 その他の合計所得金額は、給与所得は給与所得控除後さらに 10 万円を控除した金額で計算します。
- ※2 前年(1月~7月は前々年)の12月31日時点で世帯主であって、同じ世帯に下記の人(合計所得金額(給与所得が含まれている場合は、給与所得については10万円を控除した金額(0円を下回る場合には0円とする)によるものとする)が38万円以下である人に限る。)がいる被保険者については、住民税の課税所得金額からそれぞれの金額を控除した金額が対象となります。
 - 0~15歳の人がいる場合・・・0~15歳の人1人につき33万円
 - 16~ 18歳の人がいる場合・・・16~ 18歳の人 1人につき 12万円

例:同じ世帯内に10歳の人が1人、15歳の人が1人、18歳の人が1人いた場合に控除される額 33万円×2人+12万円×1人=78万円

昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者が世帯内におり、かつ世帯内の被保険者の旧ただし書所得(総所得金額等から43万円を引いた金額)の合計額が210万円以下となった場合は、「一般I」または「一般II」となります。

申請により3割負担から変更となる場合があります

現役並み所得者(3割負担)でも、 $1 \sim 3$ のいずれかにあてはまる人は、市(区)役所・町役場の担当窓口へ申請をして、認められるとその翌月から所得の区分が「一般 I 」または「一般 I 」となり、1 割または2割負担となります。

- 1同じ世帯にほかの後期高齢者医療制度の被保険者がいない人で、その人の収入額が383万円未満の人
- ②同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上おり、その人たちの収入合計額が520万円未満の人
- ③次のすべてにあてはまる人
- ①同じ世帯にほかの後期高齢者医療制度の被保険者がいない
- ②被保険者本人の収入額が383万円以上ある
- ③同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいる
- ④被保険者本人の収入と、同じ世帯の70歳以上75歳未満の人の収入の合計が520万円未満

1

窓口負担割合が2割となる人には負担を抑える配慮措置があります

- ・令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる人について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- ・配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例:1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円	
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円	
負担増 ③ (2-1)	5,000円	
窓口負担増の上限④	3,000円	
払い戻し (③-④)	2,000円	
実質負担額	8,000円	

配慮措置

1 か月 5,000円の負担増を 3,000円に抑制するための 差額を払い戻します

入院時の食事代等

入院したときは、次の標準負担額が自己負担となります。

低所得者 II・Iの人は、オンライン資格確認に対応していない医療機関への入院の際は、「限度区分が併記された資格確認書」が必要となりますので、市(区)役所・町役場の担当窓口に申請し、医療機関に提示してください。

- ★限度区分の提示がされていないと、入院時の食事代等が減額されません。
- ★医療機関がオンライン資格確認に対応しておらず、やむを得ない事情で限度区分の提示ができなかったため通常 の費用を支払った場合は、差額の申請をして認められると減額された標準負担額との差額が支給されます。

所得(標準負担額	
現役並みⅢ・]	490円	
 低所得者 II	90日以内の入院	230円
147711守省 11	90日を超える入院 ※	180円
低所得	110円	

- ★低所得者 I 、低所得者 I に該当しない指定難病患者は1食当たり280円。
- ★平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者(平成28年4月1日以後、合併症等により同日内に他病院への転院・他病床への移動含む)は1食当たり260円。

療養病床に入院したときは、食費と居住費の一部が自己負担となります。

所得の区分	医療の必要性の低い人(A)		医療の必要性の高い人(B)		指定難病患者(C)	
いはの区グ	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)
現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ	生活療養 (I) 490円	0700	生活療養(I) 490円	070M	2000	
一般Ⅱ・Ⅰ	生活療養(Ⅱ) 450円	370円	生活療養(Ⅱ) 450円	370円	280円	
低所得者Ⅱ	230円	370円	230円 (90日超で180円)※	370円	230円 (90日超で180円)※	O円
低所得者 I	140円	370円	110円	370円	110円	
老齢福祉年金受給者 境界層該当者	110円	0円	110円	0円	110円	

※過去12か月間で、低所得者Ⅱの期間に90日を超える入院をした場合です。長期該当の申請をし、長期該当と認定されなければ180円には減額されません。長期該当と認定されると、申請月の翌月から適用となります。

交通事故など第三者の行為によってけがをしたとき

●「第三者行為による傷病届」の届け出が必要です

交通事故や他家の飼い犬にかまれたときなど第三者の行為によってけがをし、 後期高齢者医療制度で治療を受けるには届出が必要です。

この場合、広域連合で医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求します。

●示談の前に必ず担当窓口にご相談ください

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、治療に後期高齢者医療制度が使えなくなることがあります。必ず示談の前にご相談ください。

あとから医療費の払い戻しが受けられる場合

次のような場合、かかった医療費は本人が全額負担しますが、市(区)役所・町役場の担当窓口に申請をして認められると、自己負担分以外があとから支給されます。

こんなとき 申請に必要なもの 保険証・資格確認書等を使わずに診療を受けた ■保険証・資格確認書等 とき ●診療報酬明細書 ●支払った領収書 ※急病などやむを得ない事情があっ ●預金通帳(本人名義のもの) たと広域連合が認めた場合に限ら 海外渡航中に診療を受けたとき ●保険証·資格確認書等 ●診療内容明細書* ※治療目的の渡航は対象外。 ●支払った領収書 ただし、臓器移植の一部を除 ●預金通帳(本人名義のもの) ●パスポート等、渡航の事実や渡航期間がわかるもの ●海外の医療機関などに照会することへの同意書 ※翻訳者の住所・氏名を記入した翻訳文が必要です。 ●保険証·資格確認書等 コルセットなどの補装具を購入したときや ●医師の意見書 輸血の生血代などを支払ったとき ●支払った領収書 ※医師が必要と認めた場合に限ります。 預金通帳(本人名義のもの) 医師が必要と認めた、あんま・マッサージ、 ●保険証·資格確認書等 ●施術の明細書 はり・きゅうなどを受けたとき ●医師の同意書 ※保険医の診療及び同意を得て施術を ●支払った領収書 受けた場合に認められます。 預金通帳(本人名義のもの) ※介護施設等に入所中の人は、施設の 種別により認められない場合がありま すので、広域連合にご確認ください。 骨折・脱臼などで、柔道整復師 ●保険証·資格確認書等

●施術の明細書

●支払った領収書

●預金通帳(本人名義のもの)

※保険給付を受ける権利は、2年を経過したときに時効によって消滅します。

(接骨院・整骨院)の施術を

受けたとき

※認印が必要な場合もありますので、事前に市(区)役所、町役場の担当窓口にご確認ください。

医療費が高額になったとき

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額が一定の金額(『自己負担限度額』といいます)を超えた場合は、申請により超えた分を『高額療養費』として支給します。

自己負担限度額は世帯の所得の区分により7種類に分かれており、「外来のみ(個人単位)」は被保険者ごと、「外来+入院(世帯単位*)」は同じ世帯ごとに計算します。

※世帯単位の計算は、同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者が対象

所得の区分 負担割合		自己負担限度額(月額)			
		外来のみ(個人単位) 外来+入院(世		帯単位)	
現役並みⅢ		252,600 円+(医療費-842,000 円) × 1%<140,100 円>			
現役並みⅡ	3割	167,400円+(医療費-558,000円)×1%<93,000円>			
現役並み I		80,100円+(医療費-267,000円)×1%<44,400円>			
— 般Ⅱ	2割	18,000 円または、6,000 円+(医療費-30,000 円)×10%の 低い方を適用(年間上限 144,000 円) 57,600 円 ※医療費が 30,000 円未満の場合は、30,000 円として計算する。 ※令和7年10月1日以降は、18,000円が自己負担限度額となる。			
— 般 I		18,000円(年間上限額 144,000円) 57,600円<44,400円>			
低所得者Ⅱ	1割	8,000円 24,600円			
低所得者 I		8,000円	15,000F	9	

- ★過去12か月以内に「外来 + 入院」の自己負担限度額を超えた分の支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降から自己負担限度額がく >内の金額となります。
- ★年間上限額とは、8月1日から翌年7月31日までの1年間の上限額です。
- ★入院時の食事代や保険の適用にならない差額ベッド料などは、支給の対象外になります。

75歳到達月の自己負担限度額の特例について

75歳の誕生日を迎えた人は、誕生月に限り「誕生日以後の後期高齢者医療制度」と「誕生日前の医療保険」の2つの制度に加入することとなるため、その月のみそれぞれの制度の自己負担限度額が半額になります。

所得の区分(自己)		自己負担限度額(本人のみ・月額)				
負担割合	外来のみ 外来+入		Ē			
現役並みⅢ		126,300円+(医療費-421,000円)×1%				
現役並みⅡ	3割	83,700円+(医療費-	83,700 円+(医療費-279,000 円) ×1%			
現役並み I		40,050円+(医療費-	40,050 円+(医療費-133,500 円) ×1%			
— 般Ⅱ	2割	9,000 円または、6,000 円+ (医療費 - 30,000 円) ×10%の 低い方を適用 ※医療費が 30,000 円未満の場合は、30,000 円として計算する。 ※令和 7 年 10 月 1 日以降は、9,000 円が自己負担限度額となる。				
— 般 I		9,000円 28,800円]		
低所得者Ⅱ	1割	4,000円 12,300円]		
低所得者 I		4,000円 7,500円				

- ★75歳到達月の自己負担限度額の特例は、個人ごとに自己負担限度額を適用し、個人合算で計算を行います。 なお残る額については、通常の世帯合算で計算を行います。
- ★毎月1日生まれの人は、誕生月に加入している制度が後期高齢者医療制度のみとなり、対象外となります。
- ★障害認定により後期高齢者医療の被保険者になった場合は、75歳到達月の自己負担限度額の特例の対象にはなりません。

高額療養費の計算例

「所得の区分」が一般 I の方で 1 か月に医療機関の窓口で支払った額*1が以下のような場合 ※1 入院時の食費負担や差額ベッド料等(健康保険の対象外で自費払いのもの)は含みません。

A病院(外来) 10,000円 B病院(外来) 11,000円 C病院(入院) 57.600円*2

※2 57,600円を超えた分は、広域連合から直接医療機関に支払います。

1

まず、個人ごとに外来で医療機関の窓口で支払った額を合計します。「外来のみ (個人単位)の自己負担限度額」を超えた金額を計算します。

A病院 10,000円

+ B病院 11,000円

外来支払額合計 21,000円

外来支払額合計 21.000円 外来のみ(個人単位)自己負担限度額 18.000円 超えた金額 3,000円 (外来分で支給される額)

•••

6

2

次に世帯全体で、**1**の「外来のみ(個人単位)の自己負担限度額」と入院で支払った金額を合計します。「外来+入院の自己負担限度額」を超えた金額を計算します。

外来のみ (個人単位) 自己負担限度額 18.000円

← C病院 57,600円

外来と入院の合計 75.600円

外来と入院の合計 75,600円 外来+入院の自己負担限度額 57,600円 超えた金額 18,000円 (外来+入院分で支給される額)

支給される金額

●3,000円+218,000円=21,000円

- ★低所得者II·Iまたは現役並みII·Iの人が、オンライン資格確認に対応していない医療機関を受診する際に、マイナ保険証をお持ちの人はスマートフォン等で「マイナポータルの健康保険証情報」、マイナ保険証をお持ちでない人は「限度区分が併記された資格確認書」を提示することでそれぞれの区分の自己負担限度額が適用され、現物給付を受けられます。交付については、市(区)町の担当窓口に申請してください。
- ★厚生労働大臣の指定する特定疾病に関する診療を受ける際の自己負担限度額は、同一の医療機関で入院・外来ごと 1か月1万円です。※「特定疾病療養受療証」等が必要になりますので、市(区)町の担当窓口に申請してください。

高額医療・高額介護合算制度

世帯内の後期高齢者医療制度に加入している人が、後期高齢者医療・介護保険の両方の制度で自己負担額があり、1年間の自己負担額の合計(毎年8月~翌年7月末までの年額)が、下記の自己負担限度額より500円を超える場合、申請により高額介護合算療養費が支給されます。

所得の区分	自己負担割合	後期高齢者医療制度+介護保険の自己負担限度額(年額)
現役並みⅢ		212万円
現役並みⅡ	3割	141万円
現役並み I		67万円
— 般Ⅱ	2割	56万円
— 般 I		56万円
低所得者Ⅱ	1割	31万円
低所得者 I		19万円

5

そのほかに費用の支給が受けられる場合

葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し、申請に基 づき葬祭費として5万円が支給されます。

こんなとき

申請に必要なもの

- 保険証・資格確認書等
- 葬祭執行者のわかるもの

移送費

移動が困難で緊急的に、やむを得ず、医師の指示により転院 などの移送に費用がかかり、広域連合が必要と認めた場合は移 送費が支給されます。

- ※以下のような場合は、移送費の支給が認められません。
- ★旅先で入院したが不便なので、家族の希望により近くの病院へ転院したい。
- ★症状が安定したので、リハビリのできる病院への転院を医師に勧められた。など

自己負担額の減免

災害等の特別な事情により、一時的に自己負担額の支払いが 困難な場合、申請により自己負担額が減免、徴収猶予される場 合があります。

- ●葬祭執行者の預金通帳
- (葬儀一式の領収書、会葬礼状等)
- 保険証・資格確認書等
- ●医師の意見書
- ●領収書
- ●領収明細書
- ●預金通帳(本人名義のもの)
- ※希望される場合は、お住まいの市(区) 役所・町役場の担当窓口へご相談くだ さい。

健康診査・歯科健診について

■健康診査(健診)

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、疾病を早期に発見し、必要に応じて治療を受けていただくために 各市町が年1回実施しています。実施方法や期間は市町によって異なっておりますので、詳しくは、お住まいの 市(区)役所・町役場の担当窓口におたずねください。

健康診査の基本項目

項目	内 容	項目	内 容
1.問診	健康状態、生活習慣、自覚症状等	5.血中脂質検査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
2.理学的検査	身体診察	6.肝機能検査	AST、ALT、γ-GT
3.身体計測	身長、体重、BMI(肥満度)	7.血糖検査	空腹時血糖またはHbAlc、やむを得ない場合は随時血糖
4.血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧	8.尿検査	尿糖、尿蛋白

※腹囲の測定を除き、40歳から74歳までの内臓脂肪症候群対策を目的とする特定健康診査の基本項目と同じです。 なお、お住まいの市町が独自に行う他の検査項目(腎機能検査、貧血検査、心電図検査等)を受診できる場合があります。

自己負担金

健康診査の費用のうち500円は自己負担となります。

ただし、お住まいの市町によっては自己負担金額が異なることがあります。

次の人は、健康診査を受ける必要はありません

- 1. 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している人
- 2. 障害者支援施設や老人ホーム、介護施設に入所している人
- 3. お勤め先の事業者健診を受診した(する)人*
- 4. 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている人
- ※労働基準法に基づく事業者健診、その他の法律の規定に基づく健診を受診している人も同様となります。

■歯科健診

歯・歯肉状態や口腔の衛生状態を確認し、口腔機能低下と、肺炎等の疾病を予防する目的 として実施しています。

対 象 者 4月1日時点で75歳及び80歳の後期高齢者医療制度の被保険者

実施期間 7月~2月(予定)

自己負担金 無料 ※ただし、歯科健診後、治療を行った場合は別途費用が必要となります。



後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。保険料は、被保険者全員 が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計 して、個人単位で計算されます。

また、保険料率(均等割額と所得割率)は、各都道府県の広域連合ごとに決められます。

保険料の決め方

令和7年度の保険料率など(年額)

年間保険料

均等割額 47,000円 所得割額

前年の総所得金額等-43万円 (旧ただし書所得)×9.49%



- ※保険料(年額)の100円未満の端数は切捨てになります。
- ※保険料は年度(4月から翌年3月までの12か月)で計算されます。
- ※年度途中で加入された場合は、加入された月の分から計算されます。
- ※年間保険料の上限である賦課限度額は80万円です。

保険料の納め方

保険料の納付方法は、法令により原則として年金(年額18万円以上の人)からの差し引き (特別徴収)となります。

対象の年金額(注)が年額18万円未満の人や、介護保険料との合算額が年金額(注)の2分の1を 超える人は、納付書または口座振替によりお住まいの市町へ納めます(普通徴収)。

※年度途中で75歳になられたときや、他市町村から転入された場合等は、しばらくの間は普通徴収となります。 ※年度途中で保険料額が変更となった場合や他市町村へ転出された場合等、特別徴収から普通徴収へ変更となる場合 があります。

下記のすべてに該当する

- ①年金額 (注) が年額18万円以上
- ②介護保険料との合計が年金額(注)の2分の1以下





年6回の公的年金支給日に保険料が差し引かれます。









納付書や口座振替などで市町へ納めます。

- ※1年間の保険料を、毎年度8月から3月までの8回に分けて納めます。
- ★国民健康保険などの保険料の口座振替は引き継がれません。(詳しくはお住まいの市 (区) 町後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。)
- (注)複数の年金を受給されている人は、優先される年金で判定されます。



保険料の軽減措置

●所得の低い人の軽減措置

世帯の所得にあわせて、次のとおり軽減されます。

なお、均等割額の軽減判定時には保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の公的年金等にかかる所得からは、さらに15万円を控除します。

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減の割合
(43万円+(給与所得者等の数*-1)×10万円)以下のとき	7割
(43万円+(給与所得者等の数*-1)×10万円+30.5万円×世帯の被保険者数)以下のとき	5割
(43万円+(給与所得者等の数*-1)×10万円+56万円×世帯の被保険者数)以下のとき	2割

- ※給与所得を有する人(給与収入55万円超)または公的年金等に係る所得を有する人(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))(★)の数
- ★公的年金等に係る特別控除15万円)後は110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

所得割額

●被用者保険の被扶養者であった人の軽減措置

被保険者の資格を取得した日の前日において、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額はかからず、資格取得日から2年間は均等割額が5割軽減されます。

保険料の減免制度

災害に見舞われた場合や失業・倒産等により収入が著しく減少した場合など、保険料の納付が困難になったときには、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

◆申請期限 普通徴収の人:納期限の7日前まで

特別徴収の人:特別徴収対象年金の支払日の7日前まで

- ◆申請先 お住まいの市(区)役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口
- ◆申請書類◆所定の申請書
 - 申請理由を証明する書類等

保険料を滞納すると

特別の事情がなく保険料の滞納が1年以上続いた場合には、保険証または資格確認書を返還していただき、「特別療養費」用の資格情報のお知らせまたは資格確認書が交付されます。(「特別療養費」用の資格情報のお知らせまたは資格確認書の場合、医療費がいったん全額自己負担となります)

災害・病気など、特別の 事情で保険料が納められない ときは市(区)役所・町役場の 担当窓口へご相談 ください。



保険料のめやす ※ここでの『年金収入額』には、遺族年金、障害年金等の住民税の課税対象とならない年金は含まれません。

年金収入のみの人は、1年間の年金額に相当する「年金収入額①」欄の保険料を参考にしてください。 年金以外の収入がある人は、確定申告などの所得の合計額に相当する「所得金額②」欄の保 険料を参考にしてください。

※保険料(年額)の100円未満の端数は切捨てになります。

年金収入額①(円)	所得金額②(円)	左記金額に対する保険料(円)	備考	
1,100,000	0	14,100		
1,380,000	280,000	14,100	所得割なし、均等割7割軽減	
1,530,000	430,000	14,100		
1,680,000	580,000	28,300	均等割7割軽減	
1,900,000	800,000	58,600		
1,975,000	875,000	65,700	均等割5割軽減 	
2,110,000	1,010,000	92,600	大佐中川〇中川末では	
2,225,000	1,125,000	103,500	均等割2割軽減 	
2,980,000	1,880,000	184,600	*▽`=ピ+	
3,830,000	2,597,500	252,600	軽減なし	

■夫婦とも被保険者の二人世帯で、配偶者の収入は基礎年金のみの場合の世帯主の年金収入(所得)別保険料 ……

世帯主の		左記金額に対する世帯の保険料(円)			/ *** - ** /	
年金収入額①(円)	所得金額②(円)		世帯主分	配偶者分	備考	
1,100,000	0	28,200	14,100	14,100	所得割なし、均等割7割軽減	
1,530,000	430,000	28,200	14,100	14,100	別待割なり、均等割/割軽減	
1,680,000	580,000	42,400	28,300	14,100	均等割7割軽減	
1,900,000	800,000	82,100	58,600	23,500		
1,928,000	828,000	84,700	61,200	23,500	 	
2,110,000	1,010,000	102,000	78,500	23,500	り、分子引し引発が	
2,270,000	1,170,000	117,200	93,700	23,500		
2,770,000	1,670,000	192,800	155,200	37,600	均等割2割軽減	
2,980,000	1,880,000	231,600	184,600	47,000	・軽減なし	
4,420,000	3,072,000	344,700	297,700	47,000	〒主//火/ひ ∪	

※詳しくは、お住まいの市(区)役所・町役場の担当窓口にお問い合わせください。

届け出・お問い合わせは、市(区)役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口へ

こんなときは必ず届け出を

こんなとき	> 届け出に必要なもの
県外から転入したとき	負担区分証明書等 個人番号(マイナンバー)がわかるもの、本人確認書類
県外へ転出するとき	
静岡県内で住所が変わったとき 住所地特例における施設に変更があったとき	保険証・資格確認書等 個人番号(マイナンバー)がわかるもの、本人確認書類
生活保護を受けるようになったとき	
死亡したとき [葬祭費については P.7 を参照]	死亡した人の保険証・資格確認書等
一定の障がいがある 65 歳以上 75 歳未満の人が この制度の適用を受けようとするとき	これまでお使いの保険証・資格確認書等 国民年金証書、身体障害者手帳等 個人番号(マイナンバー)がわかるもの、本人確認書類

^{※「}限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」や「特定疾病療養受療証」が交付されている場合は、「保険証・資格 確認書等」と一緒に提示してください。

資格確認書等取り扱いの注意事項

75 歳を迎えた人には、1人に1枚、資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。また、資格確認書等は毎年8月に切替えを行うため、7月中に新しい資格確認書等をお届けします。

- **1** 交付されたら記載内容を確認し、誤りがあったら市(区)役所·町役場の担当窓口に届け出てください。
- 2 病院に預けずに、いつも手元に保管しておきましょう。
- 診療を受ける際には、資格確認書またはマイナ保険証を医療機関の窓口に提示してください。 ※コピーは使えません。 ※資格情報のお知らせだけでは受診できません。令和7年7月31日までは従来の保険証でも受診できます。
- 4 紛失や破れて使えなくなった場合は、市(区)役所·町役場の担当窓口に届け出て、再交付を受けてください。
- 5 資格がなくなった場合、資格確認書は直ちに返却してください。資格情報のお知らせは破棄してください。
- 6 保険料の滞納により、特別療養費用の資格確認書等の交付を受けたときは、納付相談や災害・ 病気等特別な事情の届出などについて、市(区)役所・町役場担当窓口にご相談ください。

発行

静岡県後期高齢者医療広域連合 ☎054-270-5520(代表)

〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階



[※]認印が必要な場合もありますので、事前に市(区)役所・町役場の担当窓口にご確認ください。